

# 瀬谷区制 50 周年記念事業補助金及び名義使用に関する事務取扱要綱

制定 平成 30 年 8 月 6 日

## (目的)

第 1 条 この要綱は、瀬谷区制 50 周年を記念し、瀬谷区の魅力を再認識し、次の世代に伝えるとともに、未来に向けて新たな魅力づくりを行うために、区民等により組織された団体等が自主的に企画・運営・実施する事業に対し、瀬谷区制 50 周年記念事業実行委員会（以下「実行委員会」という。）が交付する補助金及び後援の名義使用の承諾について必要な事項を定める。

## (補助対象団体)

第 2 条 この要綱における補助金の交付及び後援の名義使用の承諾を受けられることができる団体等（以下「補助対象団体」という。）は、次の各号に掲げる要件すべてに該当するものとする。

- (1) 所在地又は主たる活動場所が瀬谷区内であること。
- (2) 事業計画及び規約等が明文化されており、かつ、代表者及び役員構成が明確であること。
- (3) 宗教活動、政治活動又は選挙活動を目的とした活動をしていないこと。
- (4) 公益を害するおそれのある活動をしていないこと。
- (5) 役員のうち 2 分の 1 以上が、この要綱における補助金の交付を受ける他の団体・企業等の役員となっていないこと。

## (補助対象事業)

第 3 条 この要綱における補助金の交付及び後援の名義使用の承諾の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号のすべてに該当するものとする。

- (1) 瀬谷区制 50 周年を記念して、補助対象団体が自ら企画し、運営・実施する新規事業
  - (2) 2019 年 1 月 1 日から 2019 年 12 月 31 日までに実施する事業
  - (3) 主たる会場を瀬谷区内とし、主に瀬谷区民を対象とする事業
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する事業は、補助対象事業としない。
- (1) 補助対象団体の構成員のみを対象とする事業
  - (2) 専ら営利を目的とする事業
  - (3) 同一の事業内容で国、地方公共団体及びそれらの外郭団体等から補助・助成等の資金援助を受けている若しくは、受ける予定の事業
  - (4) その他、次条に定める幹事会において、不適切と認めた事業

## (審査方法)

第 4 条 この要綱による補助金の交付及び後援の名義使用の承諾の審査については、瀬谷区制 50 周年記念事業実行委員会幹事会（以下「幹事会」という。）で行う。

## (申請区分)

第 5 条 申請にあたっては、次のいずれかの申請区分を選択しなければならない。

- (1) 区分 A 共催事業・事業補助
- (2) 区分 B 共催事業・記念賞補助
- (3) 区分 C 後援事業

(補助対象)

第6条 この要綱における補助金の交付の対象とする経費（以下「補助対象経費」という。）及び支援内容は、申請区分ごとに次のとおりとする。

(1) 区分A 共催事業・事業補助

補助対象事業を実施するために必要な経費のうち、次に掲げるもの（消費税額を含む）。

- ア 報償費（イベント等の講師、出演者等への報償、謝礼等）
- イ 消耗品費（1件30,000円未満の事務用品等消耗品の購入費）
- ウ 印刷費（チラシ、ポスター等の印刷代、コピー代等）
- エ 通信費（切手、はがき等郵便料）
- オ 委託料（機材の運搬・操作、会場警備費等、外部事業者に委託した費用）
- カ 借上料（イベント当日又は準備に係る会場の使用料、各種機材レンタル料等）
- キ 広告料（新聞折り込み費用、雑誌掲載料等）
- ク 保険料（イベント保険料、傷害保険料等）
- ケ 手数料（振込手数料等）
- コ その他、幹事会において認められた経費

(2) 区分B 共催事業・記念賞補助

主に区民、区内企業及び区内団体を対象としたコンテスト及び競技大会等において、瀬谷区制50周年を記念した賞を新設し、賞を授与する場合に必要な経費のうち、次に掲げるもの（消費税額を含む）。

- ア 記念賞に係る入賞賞品購入費（記念賞の楯・トロフィー購入費等）
- イ 記念賞に係る賞状印刷経費（賞状用紙購入費、印刷費、筆耕料等）
- ウ その他、幹事会において認められた経費

(3) 区分C 後援事業

主に区民、区内企業及び区内団体を対象とした瀬谷区制50周年を記念した共催以外の事業（既存事業等）において、次に掲げるもの。

- ア ロゴマーク入り記念グッズの提供
- イ 実行委員会後援

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する経費は補助対象経費としない。

- (1) 既存事業又は既存行事の実施に係る経費。ただし、瀬谷区制50周年を記念して新たな内容を追加する場合には、その新規部分に係る経費に限り補助対象経費とする。
- (2) 横浜市又は他の機関等から交付される補助金等の対象経費に含まれている経費。
- (3) 第12条に定める事業報告書類の提出日までに、契約、取得、実施及び支払が完了していない経費。
- (4) 領収書、振り込み明細等がなく、用途又は支払金額が不明な経費
- (5) その他、幹事会において、事業実施に必要なと認められない経費又は補助対象とすることが適切と認められない経費

(補助金額)

第7条 この要綱における補助金の額は、申請区分ごとに次のとおりとする。  
なお、補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

(1) 区分A 共催事業・事業補助

10万円を上限とし、実行委員会の予算の範囲内で幹事会において決定する。ただし、補助対象事業に係る売上金等の収入がある場合は、補助対象経費から当該売上金等を控除した額を補助金の上限額とする。

(2) 区分B 共催事業・記念賞補助

2万円を上限とし、実行委員会の予算の範囲内で幹事会において決定する。

(申請書類及び申請手続)

第8条 補助対象団体がこの要綱に基づく補助金の交付及び後援の名義使用の承諾を受けようとする時は、次項に定める申請期間内に、次に掲げる交付申請書類を実行委員会委員長に提出しなければならない。ただし、瀬谷区の後援を受けている事業に係る申請において、第4号に掲げる書類を瀬谷区に提出している場合には、これを省略することができる。

- (1) 瀬谷区制50周年記念事業申請書(第1号様式)
- (2) 事業計画書(第2号様式)
- (3) 収支予算書(第3号様式)
- (4) 補助対象団体の規約及び役員名簿の写し
- (5) 法人の場合、発行から3か月以内の現在事項証明書の写し
- (6) その他、幹事会が必要と認める書類

2 補助金の交付及び後援の名義使用の承諾の申請期間は、次の2つの期間のとおりとする。ただし、区分C後援の名義使用については、第二次申請期間後も随時申請を受け付けることができる。

- (1) 第一次申請期間(2019年1月～3月に実施する事業)  
2018年9月3日から9月30日まで
- (2) 第二次申請期間(2019年4月～12月に実施する事業)  
2019年1月4日から2月28日まで

3 申請書類の受付は、事務局(瀬谷区総務課)で行う。

4 申請書類の提出は、持参による。書類の受付は、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く午前9時から午後5時まで受け付ける。ただし、書類に不備又は不足がある場合は受理しない。

(交付制限)

第9条 補助対象団体が第6条に定める区分A・Bの補助金の交付及び区分Cロゴマーク入り記念グッズの提供を受けることができる回数はあわせて1回とする。

2 補助対象団体の役員のうち2分の1以上が、この要綱に定める補助金の交付を受ける他の団体・企業等の役員となっている場合、補助金の交付を受けることができない。

(交付決定)

第10条 実行委員会委員長が第8条の規定による交付申請書類を受理したときは、幹事会において、次の項目について審査する。

- (1) 補助金の交付及び後援の名義使用の承諾を申請した補助対象団体(以下「申請団体」という。)及び事業計画の適格性
- (2) 事業計画の新規性、独自性
- (3) 事業計画の実現可能性(計画の具体性、資金計画、運営体制等)
- (4) その他

2 幹事会は、審査にあたり必要な事項について審議し、決定する。

3 幹事会は、申請団体に対して、追加書類の提出を求めるほか、聞き取り調査、現地調査等を行うことができる。

4 幹事会は、審査の結果、補助金の交付が適当であると認めた場合は、第7条に定める金額の範囲内で交付額を決定する。また、補助金の交付の目的を達成するために必要であると認めるときは、条件を付することができる。

5 前項に定める決定は、実行委員会の決定があったものとみなす。なお、幹事会は、審査結果について、実行委員会に報告するものとする。

6 幹事会で補助金の交付を決定したときは、申請団体に対し、瀬谷区制50周年記念事業補

助金交付決定通知書（第4号様式。以下「交付決定通知書」という。）により、後援の名義使用の承諾をしたときは、申請団体に対し、瀬谷区制50周年記念事業名義使用承諾通知書（第5号様式）により通知する。

- 7 幹事会で補助金を交付しないことを決定したときは、申請団体に対し、瀬谷区制50周年記念事業補助金不交付決定通知書（第6号様式）により、後援の名義使用の承諾をしないことを決定したときは、申請団体に対し、瀬谷区制50周年記念事業名義使用不承諾通知書（第7号様式）により通知する。

（事業計画の変更・中止）

第11条 前条に基づく補助金の交付決定を受けたもの及び後援の名義使用の承諾をうけたもの（以下「交付団体」という。）は、事業計画の申請事項を変更又は中止しようとする場合には、速やかに、瀬谷区制50周年記念事業補助金事業計画変更・中止届（第8号様式）を実行委員会委員長に提出し、幹事会において承認を受けなければならない。ただし、変更の内容が軽微な場合には提出を省略することができる。

（事業報告書類）

第12条 交付団体は、事業終了後速やかに、次に掲げる実績報告書類を実行委員会委員長に提出しなければならない。

- (1) 瀬谷区制50周年記念事業補助金事業報告書（第9号様式）
- (2) 実施状況報告書（第10号様式）
- (3) 収支決算書（第11号様式）
- (4) 領収書、振込明細書又はその他当該補助対象経費に係る支出を証する書類の写し
- (5) 実施状況がわかる写真又はパンフレット等の広報印刷物
- (6) その他、実行委員会委員長が必要と認める書類

（補助金額の確定）

第13条 実行委員会委員長は、補助金の交付決定を受けたものから前条の規定による事業報告書類が提出されたときは、その内容を審査し適当と認めるときは交付すべき補助金の額を確定して、交付団体に対し、瀬谷区制50周年記念事業補助金交付額確定通知書（第12号様式。以下「交付額確定通知書」という。）により通知する。

（交付の時期）

第14条 補助金は、確定した額を補助対象事業等が完了した後に交付するものとする。ただし、実行委員会委員長が補助金の交付の目的を達成するため特に必要があると認めるときは、補助対象事業等の完了前に補助金の全部又は一部を交付することができる。

（補助金の請求）

第15条 補助金の交付決定を受けたものは、交付決定通知書を受領した後、補助金の交付を受けようとするときは、実行委員会委員長に対し、瀬谷区制50周年記念事業補助金交付請求書（第13号様式）により請求を行うものとする。

（交付決定の取消し）

第16条 実行委員会委員長は、交付団体が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定及び後援の名義使用の承諾の全部又は一部及びを取り消すことができる。

- (1) 補助対象団体又は補助対象事業の要件を満たさなくなったとき。
- (2) 事業を中止又は廃止したとき（第11条に定める事業計画変更・中止届が承認されな

かったときを含む)。

- (3) 実績報告書類が提出されないとき。
- (4) 提出した書類に虚偽の記載があったとき。
- (5) 補助金を他の用途に使用したとき又は使用しようとしたとき。
- (6) この要綱又は補助金交付の条件に違反したとき。
- (7) その他、不正な行為があったとき。

2 前項の規定は、補助対象事業について交付すべき補助金額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 実行委員会委員長は、第1項の規定による補助金の交付の取消しをした場合は、交付団体に対し、瀬谷区制50周年記念事業補助金交付決定取消通知書(第14号様式)により、後援の名義の使用の承諾の取り消しをした場合には、申請団体に対し、瀬谷区制50周年記念事業名義使用取消通知書(第15号様式)により通知するものとする。

(補助金の返還)

第17条 実行委員会委員長は、前条の規定に基づき補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を求めるものとする。

(関係書類の保存期間)

第18条 交付団体は、補助対象事業に係る経費の収入及び支出を明らかにした書類、帳簿等、領収書等並びに第8条及び第12条に掲げる書類を整備し、補助金の受領の日から5年間保存しておかなければならない。

(公表)

第19条 実行委員会委員長は、申請団体及び交付団体の概要(団体名、所在地、代表者名等)、事業計画の概要及び補助金額を公表できるものとする。

(事務)

第20条 この要綱に定める補助金の交付及び後援の名義使用の承諾に関する事務は、事務局(瀬谷区総務課)で行う。

(その他)

第21条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、実行委員会委員長が別に定める。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成30年8月6日から施行する。

(失効)

この要綱は、実行委員会の解散をもって失効する。

平成 年 月 日

瀬谷区制50周年記念事業  
申 請 書

瀬谷区制50周年記念事業実行委員会委員長

申請者 住所又は所在地

団 体 名

代表者名

連絡担当者名  
住所 〒  
電話

瀬谷区制50周年記念事業補助金及び名義使用に関する事務取扱要綱第8条に基づき、補助金の交付及び後援の名義使用の承諾を得たいので、関係書類を添えて申請をします。

事業名	
主催及びその他 共催・後援・協賛団体	
申請区分	<input type="checkbox"/> A 共催事業・事業補助 <input type="checkbox"/> B 共催事業・記念賞補助 <input type="checkbox"/> C 後援事業
交付申請額 (共催事業申請の場合のみ)	円
備 考	

(添付書類)

- 1 事業計画書（第2号様式）
- 2 収支予算書（第3号様式）
- 3 規約、会則その他これらに類するもの ※
- 4 役員名簿（法人の場合は、発行から3か月以内の現在事項証明書） ※

※瀬谷区の後援を受けている事業で、既に3及び4の書類を瀬谷区に提出している場合には、これを省略することができます。

申請者名	
------	--

事業計画書

事業名	
実施日時(期間)	
実施場所	
事業目的	
対象者及び参加予定人数	
料金徴収	<input type="checkbox"/> 有（                      円／人） <input type="checkbox"/> 無
事業内容・運営体制 ※別紙可	

申請者名	
------	--

## 収 支 予 算 書

**【収入の部】**

（単位：円）

項目		予算額	積算内訳（説明）
収入	瀬谷区制 50 周年記念事業補助金 (A)	円	
	その他収入 (B)	円	
	小計 (C)	円	
自己負担額 (D)		円	
収入総額 (C+D)		円	

**【支出の部】**

項目		予算額	積算内訳（説明）
補助対象経費		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
	小計 (E)	円	
補助対象外経費 (F)		円	
支出総額 (E+F)		円	

※【収入の部】の収入総額と【支出の部】の支出総額が一致するようにしてください。  
 ※補助対象経費の積算内訳（説明）は詳細に記載してください。補助対象外経費については、主なものを記載してください。

平成 年 月 日

瀬谷区制50周年記念事業補助金  
交付決定通知書

様

瀬谷区制50周年記念事業実行委員会

委員長

印

平成 年 月 日に申請のありました瀬谷区制50周年記念事業補助金について、審査の結果、次のとおり決定しましたので通知します。

1 事業名

---

2 交付決定額

\_\_\_\_\_ 円

3 交付条件

- (1) 「瀬谷区制50周年記念事業補助金交付決定通知書」受理後、「瀬谷区制50周年記念事業補助金交付請求書」を提出してください。請求書受理後、すみやかに交付します。
- (2) この補助金は、申請内容以外の目的での使用又は流用はできません。
- (3) 事業計画の内容を変更又は中止しようとする場合は、速やかに「事業計画変更・中止届」を提出してください。
- (4) 補助対象事業終了後は、速やかに瀬谷区制50周年記念事業補助金及び名義使用に関する事務取扱要綱第12条に定める事業報告書類を提出してください。
- (5) 瀬谷区制50周年記念事業補助金及び名義使用に関する事務取扱要綱第15条の規定に該当した場合は、補助金交付決定の一部又は全部を取り消すことがあります。
- (6) その他、瀬谷区制50周年記念事業補助金及び名義使用に関する事務取扱要綱の定めに従ってください。

平成 年 月 日

瀬谷区制50周年記念事業名義使用  
承諾通知書

様

瀬谷区制50周年記念事業実行委員会

委員長

印

平成 年 月 日に申請のありました港瀬谷区制50周年記念事業について、審査の結果、次のとおり決定しましたので通知します。

1 事業名

2 決定内容

3 備考（条件、理由等）

- (1) 補助対象事業終了後は、速やかに瀬谷区制50周年記念事業補助金及び名義使用に関する事務取扱要綱第12条に定める事業報告書類を提出してください。
- (2) 瀬谷区制50周年記念事業補助金及び名義使用に関する事務取扱要綱第15条の規定に該当した場合は、名義使用の承諾を取り消すことがあります。
- (3) その他、瀬谷区制50周年記念事業補助金及び名義使用に関する事務取扱要綱の定めに従ってください。

平成 年 月 日

瀬谷区制50周年記念事業補助金  
不交付決定通知書

様

瀬谷区制50周年記念事業実行委員会

委員長

印

平成 年 月 日に申請のありました瀬谷区制50周年記念事業補助金について、審査の結果、不交付と決定しましたので通知します。

[事業名]

[不交付の理由]

平成 年 月 日

瀬谷区制50周年記念事業名義使用  
不承諾通知書

様

瀬谷区制50周年記念事業実行委員会

委員長

印

平成 年 月 日に申請のありました瀬谷区制50周年記念事業について、審査の結果、次のとおり決定しましたので通知します。

[事業名]

[不承諾の理由]

平成 年 月 日

瀬谷区制 50 周年記念事業  
事業計画変更・中止届

瀬谷区制 50 周年記念事業実行委員会委員長

申請者 住所又は所在地

団体名

代表者名

連絡担当者名  
住所 〒  
電話

平成 年 月 日付で補助金の交付決定及び後援の名義使用の承諾を受けた対象事業について、（変更・中止）したく、瀬谷区制 50 周年記念事業補助金及び名義使用に関する事務取扱要綱第 11 条に基づき、次のとおり届け出ます。

事業名	
変更又は中止の理由	
変更の場合 変更内容	

平成 年 月 日

瀬谷区制50周年記念事業  
事業報告書

瀬谷区制50周年記念事業実行委員会委員長

申請者 住所又は所在地

団体名

代表者名

連絡担当者名  
住所 〒  
電話

平成 年 月 日付で交付決定を受けた瀬谷区制50周年記念事業に係る事業について、瀬谷区制50周年記念事業補助金及び名義使用に関する事務取扱要綱第12条に基づき、次のとおり報告します。

事業名	
-----	--

（添付書類）

- 1 実施状況報告書（第8号様式）
- 2 事業の実施状況がわかる写真又はパンフレット等の広報印刷物
- 3 収支決算書（第9号様式）
- 4 領収書、振込明細書、その他の当該補助対象経費に係る支出を証する書類又はその写し

申請者名	
------	--

実施状況報告書

事業名	
事業実施日（期間）	
実施場所	
対象者及び 参加人数（実績）	
事業実施概要 （内容・記念事業とし ての成果・効果等）  ※別紙可	

※ 事業の実施状況がわかる写真データ・広報印刷物等を併せて提出してください。

申請者名	
------	--

収 支 決 算 書

【収入の部】

(単位：円)

項目		予算額	決算額	内訳 (説明)
収入	瀬谷区制 50 周年記念事業補助金 (A)	円	円	※上限 10 万円、千円未満切捨
	その他収入 (B)	円	円	
	小計 (C)	円	円	
自己負担額 (D)		円	円	
収入総額 (C+D)		円	円	

【支出の部】

項目		予算額	決算額	内訳 (説明)
補助対象経費		円	円	
		円	円	
		円	円	
		円	円	
		円	円	
		円	円	
		円	円	
		円	円	
	小計 (E)	円	円	
補助対象外経費 (F)		円	円	
支出総額 (E+F)		円	円	

※【収入の部】の収入総額と【支出の部】の支出総額が一致するようにしてください。

※内訳 (説明) は詳細に記載してください。

※この補助対象経費に係る支出を証する書類 (領収書、振込明細書等) を添付してください。

平成 年 月 日

瀬谷区制 50 周年記念事業補助金  
交付額確定通知書

様

瀬谷区制 50 周年記念事業実行委員会

委員長

印

平成 年 月 日付で交付決定した瀬谷区制 50 周年記念事業補助金については、平成 年 月 日に提出された事業報告書類に基づき、次のとおり交付額を確定したので、瀬谷区制 50 周年記念事業補助金及び名義使用に関する事務取扱要綱第 13 条の規定により通知します。

1 事業名

\_\_\_\_\_

2 交付確定額

\_\_\_\_\_ 円

3 その他

平成 年 月 日

瀬谷区制 50 周年記念事業補助金  
交 付 請 求 書

(請求先)

瀬谷区制 50 周年記念事業実行委員会委員長

(請求者)

所 在 地

団 体 名

代表者名

印

平成 年 月 日に交付決定通知を受け瀬谷区制50周年記念事業補助金について、瀬谷区制50周年記念事業補助金及び名義使用に関する事務取扱要綱第14条に基づき請求します。

請求金額		円	
振 込 先	金融機関名	銀行 信用金庫	支店 出張所 支所
	預金種目	普通預金 ・ 当座預金	
	(フリガナ) 口座名義人		
	口座番号		

※ 請求者と振込口座の名義人が異なる場合  
上記口座に振り込みをお願いします。

(請求者) 団 体 名

代表者名

印

平成 年 月 日

瀬谷区制 50 周年記念事業補助金  
交付決定取消通知書

様

瀬谷区制 50 周年記念事業実行委員会

委員長

印

平成 年 月 日付で交付決定した瀬谷区制 50 周年記念事業補助金については、次の理由により交付決定の（全部・一部）を取り消すこととしましたので通知します。

1 取消の理由

---

2 取消金額

---

円

平成 年 月 日

瀬谷区制 50 周年記念事業  
名義使用取消通知書

様

瀬谷区制 50 周年記念事業実行委員会  
委員長

印

平成 年 月 日付で名義使用の承諾した瀬谷区制 50 周年記念事業については、次の理由により後援を取り消すこととしましたので通知します。

1 事業名

---

2 取消の理由